

政策評価に関する基本方針新旧対照表（下線の部分は変更箇所）

変更後	現行
<p style="text-align: center;">政策評価に関する基本方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>I 政策評価に関する基本計画の指針</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事前評価の実施に関する基本的な事項</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)を踏まえて行うものとする。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等(以下「租税特別措置等」という。)に係る政策の事前評価については、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、その実施が義務付けられている<u>租税特別措置等</u>(以下「<u>特定租税特別措置等</u>」という。)以外の措置(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">政策評価に関する基本方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>I 政策評価に関する基本計画の指針</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事前評価の実施に関する基本的な事項</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)を踏まえて行うものとする。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等(以下「租税特別措置等」という。)に係る政策の事前評価については、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、その実施が義務付けられている<u>法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等</u>以外の措置(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア～オ (略)

カ 各行政機関の長は、基本計画における事後評価の対象政策として、その任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めることとされているところ、次の各号に掲げる政策については、当該各号に定めるとおり事後評価を行うものとする。

(ア) 租税特別措置等に係る政策 平成 22 年度税制改正大綱において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、各行政機関の長は、租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策で各行政機関の所掌に係るものについては、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、特定租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、特定租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。

(イ) 規制に係る政策 規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、規制所管府省は規制シートの作成に当たり、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施するとされたこと及び総務省において事後検証について点検を行うこととされたことを踏まえ、各行政機関の長は、事前評価を実施した規制に係る政策については、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、事前評価の実施が義務付けられている規制に係る

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア～オ (略)

カ 各行政機関の長は、基本計画における事後評価の対象政策として、その任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めることとされているところ、平成 22 年度税制改正大綱において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策で各行政機関の所掌に係るものについては、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。

政策については、必ず基本計画に明記することとし、それ以外の規制に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。また、規制の見直し時期が到来する際に実施計画において事後評価の対象として定める。

6～9 (略)

II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項
(略)

III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「政策評価の実施に関するガイドライン」、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」及び「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を策定する。

2・3 (略)

6～9 (略)

II 法第20条から第22条までの規定に基づく措置に関する事項
(略)

III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、「政策評価の実施に関するガイドライン」、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」を策定する。

2・3 (略)

附 則

本基本方針の施行後、I 5カ(イ)に基づき基本計画において規制に係る政策を事後評価の対象として定めるまでの間にあつては、各行政機関の長は、実施計画において規制に係る政策を事後評価の対象として定めることとする。